2025年12月作成

HeartOne

プラチナ・アメリカン・エキスプレス・カード
アメリカン・エキスプレス・カード

海外・国内旅行傷害保険
ショッピング安心保険
のご案内

（補償規定）

ACCIDENT INSURANCE

■海外・国内旅行傷害保険
2018年4月1日以降に出発されるご旅行から適用となります。

■ショッピング安心保険
2018年4月1日以降にカードで購入した物品から適用となります。

■取扱代理店 ／ 株式会社クレディセゾン

■引受保険会社 ／ 損害保険ジャパン株式会社（引受幹事保険会社）
SOMPOダイレクト損害保険株式会社

共同保険契約に関するご説明
この保険は上記の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が、他の引受保険会社の代理、代行を行っております。
各引受保険会社は、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

SJ−0004（25.12）

大和ハウスフィナンシャル株式会社

旅先で"もしも"の時に、お客さまは、もちろんご家族もしっかりサポートします。

海外旅行・国内旅行傷害保険 お客さまとご家族の、ご旅行中の事故を補償します。

海外旅行傷害保険

※これらのサービスは、国・地域等の諸事情によりサービスを提供できない場合があります。

国内旅行傷害保険

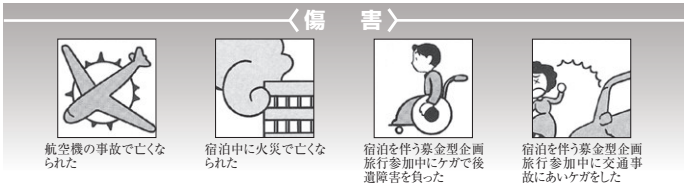

支払限度額

保険の種類	担保内容		HeartOne プラチナ・アメリカン・エキスプレス・カード		HeartOne ※3 アメリカン・エキスプレス・カード	
			本会員	家族※1	本会員	家族※1
海外旅行傷害保険	傷害	死亡・後遺障害	1億円	1,000万円	3,000万円	1,000万円
		治療費用	300万円	300万円	300万円	300万円
	疾病治療費用		300万円	300万円	300万円	300万円
	賠償責任		5,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円
	携行品損害※2		50万円	50万円	30万円	30万円
	救援者費用		300万円	300万円	200万円	200万円
	寄託手荷物遅延費用		10万円	10万円	10万円	10万円
	寄託手荷物紛失費用		10万円	10万円	10万円	10万円
	乗継遅延費用		3万円	3万円	3万円	3万円
	出発遅延費用		3万円	3万円	3万円	3万円
国内旅行傷害保険※3	傷害死亡・後遺障害		5,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円
	入院日額		5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
	通院日額		3,000円	3,000円	3,000円	3,000円

※1 家族特約の被保険者の範囲は、本会員の配偶者、本会員または配偶者と生計をともにする同居の親族、本会員または配偶者と生計をともにする別居の未婚のお子様です。
※2 携行品損害は、自己負担額3,000円、1品あたり10万円が限度となります。
※3 国内旅行傷害保険に関して、HeartOneアメリカン・エキスプレス・カード会員は、あらかじめ公共交通乗用具、旅行業法に定める企画旅行もしくは宿泊施設の料金をHeartOneアメリカン・エキスプレス・カードにより支払った場合、またはノークーポンシステムを利用して宿泊施設の予約を行った場合に限ります。

保険金をお支払いできない主な場合

■海外旅行傷害保険の傷害死亡・後遺障害、傷害治療費用
国内旅行傷害保険の傷害死亡・後遺障害、入院・手術・通院
●故意、重過失 ●けんか、自殺、犯罪 ●無資格運転、酒気帯び運転 ●脳疾患、疾病、心神喪失 ●妊娠、出産、早産または流産 ●医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛等 ●スカイダイビング等の危険な運動中の事故 ●戦争、侵略行為、反乱等 ●地震、噴火またはこれらによる津波（国内旅行傷害保険のみ） など

■海外旅行傷害保険の疾病治療費用、救援者費用
●故意、重過失 ●けんか、自殺、犯罪 ●医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛等 ●妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病 ●歯科疾病 ●既往症 など
※救援者費用については、自殺、妊娠、出産、早産、流産で被保険者（保険の対象となる方）が死亡したときはお支払いの対象となります。

■海外旅行傷害保険の賠償責任
●故意 ●職務遂行に直接起因する事故 ●親族に対する事故 ●受託物に対する事故 ●自動車等の所有、使用または管理に起因する事故 ●心神喪失に起因する事故 など

■海外旅行傷害保険の携行品損害
●故意、重過失 ●携行品の瑕疵または自然消耗 ●携行品の置き忘れまたは紛失 ●旅行中に借りた物、預かった物の事故 ●現金、小切手、クレジットカード等の損害 ●山岳登はん等の危険な運動中の当該運動のための用具 ●偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故 など

■海外旅行傷害保険の寄託手荷物遅延費用、寄託手荷物紛失費用、乗継遅延費用、出発遅延費用
●故意、重過失 ●戦争、侵略行為、反乱等 ●地震、噴火またはこれらによる津波 など

海外旅行傷害保険のあらまし（保険責任期間：最長90日）

担保項目		こんなとき	お支払いする保険金
傷害	死亡・後遺障害	被保険者（保険の対象となる方）が、責任期間中に偶然な事故によりケガをして事故の日から180日以内に死亡されたとき、または後遺障害が生じたとき。	死亡されたとき……死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 後遺障害が生じたとき……後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%から100%をお支払いします。 （注）死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。
	治療費用	被保険者が、責任期間中に偶然な事故によりケガで医師の治療を受けられたとき。	300万円を限度とし、事故の日（疾病の場合は医師の治療を開始した日）から180日以内に治療のために現実に支出した次の費用をお支払いします。 ①医師による治療費、手術費、入院費 ②緊急移送費、入院または通院のための交通費、通訳雇入費、医師・職業看護師の付添費 ③義手、義足の修理費（傷害治療費用のみ） ④治療により必要となった旅行行程に復帰するためのまたは直接帰国するための交通費および宿泊費 ⑤入院のために必要となった国際通話料、身の回り品購入費用（5万円限度）等（1事故について20万円限度）
疾病治療費用		①責任期間中または責任終了後72時間以内に発病し、かつ医師の治療を開始されたとき。ただし、責任期間中に原因が発生したものに限ります。 ②責任期間中に感染した特定の伝染病（コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症）のために責任期間終了後30日以内に医師の治療を開始されたとき。	（注）社会保険等公的制度により被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分は、お支払いの対象となりません。
賠償責任		被保険者が、責任期間中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負ったとき。	5,000万円または3,000万円を限度として損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします。 （注）損害賠償金額および費用の合計金額の決定については、事前に保険会社の承認が必要です。 （注）示談交渉サービスはありません。
携行品損害		被保険者所有の携行品（現金、小切手、クレジットカード、定期券、コンタクトレンズ、各種書類および別送品等を除きます。）が責任期間中に火災や盗難等の偶然な事故により損害を受けたとき。	1つ（1組または1対）あたり10万円（航空券・乗車券等の損害については5万円）を限度として自己負担額3,000円を控除した額をお支払いします。ただし、パスポート損害については再発給費用、渡航書の取得費用を5万円を限度として損害額とします。 （注）お支払いする保険金の総額は、50万円または30万円を保険期間中の限度とします。 （注）修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
救援者費用等		被保険者が責任期間中に ①事故により遭難（行方不明を含みます。）されたとき。 ②事故によるケガが原因で180日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院されたとき。 ③病気により死亡されたとき。 ④病気にかかり旅行終了日から30日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院されたとき。	300万円または200万円を限度として次の費用をお支払いします。 ①捜索救助費用 ②現地との航空運賃等交通費（救援者3名まで） ③現地および現地までのホテル客室料（救援者3名かつ1名については14日分まで） ④現地からの移送費用 ⑤遺体処理費用（100万円限度） ⑥救援者の渡航手続費用および現地での諸雑費（20万円限度） （注）救援者とは捜索、看護、事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族およびその代理人をいいます。

担保項目		こんなとき	お支払いする保険金
航空機遅延費用等	乗継遅延費用	航空機を乗り継ぐ予定が、責任期間中に乗り継ぎ地点までの到着機の遅延によって搭乗する予定だった航空機に搭乗することができず、到着機の実際の到着時刻から4時間以内に代替となる航空機に搭乗することができなかったとき。	1回の到着機の遅延について、下記費用の実費を3万円限度としてお支払いします。 ①乗継地における宿泊費と食事代、交通費および国際電話等通信費。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額、被保険者が負担することを予定していた金額、または②により支払われるべき金額はこの費用の額から控除します。 ②旅行サービスについて、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、旅行サービス提供・手配機関との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用。 ※これらの費用は社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。
	出発遅延、欠航、搭乗不能費用	搭乗する予定だった航空機について、責任期間中に出発予定時刻から4時間以上の出発遅延や航空機の欠航などで搭乗することができず、出発予定時刻から4時間以内に代替となる航空機に搭乗できなかったとき。	1回の出発遅延、欠航もしくは運休または搭乗不能について、下記費用の実費を3万円限度としてお支払いします。 ①出発地における宿泊費と食事代、交通費および国際電話等通信費。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額、被保険者が負担することを予定していた金額、または②により支払われるべき金額はこの費用の額から控除します。 ②旅行サービスについて、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、旅行サービス提供・手配機関との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用。 ※これらの費用は社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。
	寄託手荷物遅延	搭乗時に航空会社へ預けた手荷物が、航空機が目的地に到着してから6時間以内に運搬されなかったために、目的地において衣類や生活必需品を購入したとき。	1回の寄託手荷物の遅延について、下記購入費用実費を10万円限度としてお支払いします。 ①衣類購入費 寄託手荷物の中に含まれていた下着、寝間着等必要不可欠な衣類の購入費用、貸与費用。 ②生活必需品購入費 寄託手荷物の中に含まれていた洗面用具、かみそり、くし等の生活必需品の購入費用、貸与費用。
	寄託手荷物紛失	搭乗時に航空会社へ預けた手荷物が、航空機が目的地に到着してから48時間以内に運搬されなかった場合、手荷物は紛失したものとみなし、到着後96時間以内に、目的地において衣類や生活必需品を購入したとき。	1回の寄託手荷物の紛失について、下記購入費用実費を10万円限度としてお支払いします。 ①衣類購入費 寄託手荷物の中に含まれていた下着、寝間着等の旅行行程中に必要不可欠な衣類の購入費用、貸与費用。 ②生活必需品購入費 寄託手荷物の中に含まれていた洗面用具、かみそり、くし等の旅行行程中に必要不可欠な生活必需品の購入費用、貸与費用。

（注）「責任期間」とは、海外旅行の目的で住居を出発したときから住居に帰着するまでの間でかつ日本を出国した前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時までの間で日本を出国した日から最長90日間が補償されます。
（注）他のクレジットカード付帯の保険契約から死亡・後遺障害保険金が支払われる場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して、保険金をお支払いします。
（注）ご出発前に特別な手続きは必要ありません。
（注）事故の発生した日から30日以内に事故発生の状況および事故の程度を損保ジャパンへご連絡ください。

国内旅行傷害保険のあらまし

担保項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害死亡・後遺障害※	下記①から③によりケガをして事故の日から180日以内に死亡されたとき、または後遺障害が生じたとき。 ①被保険者が日本国内を旅行中、乗客として公共交通乗用具に搭乗中に傷害を被った場合。 ※航空機に搭乗の場合は、航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場における傷害事故および飛行機の不時着時の接続交通乗用具搭乗中も含みます。 ②被保険者が日本国内を旅行中、旅館・ホテル等の宿泊施設に宿泊者として滞在中に宿泊施設の火災・破裂・爆発により傷害を被った場合。 ③被保険者が宿泊を伴う募集型企画旅行参加中に傷害を被った場合。	死亡された場合…… 死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払い致します。 後遺障害が生じた場合…… 後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額3%から100%をお支払い致します。
入院・手術・通院※	〈入院保険金〉 上記①から③の傷害により事故発生から8日間以上入院した場合。（事故日から180日以内の入院が対象） 〈手術保険金〉 入院保険金が支払われる場合に、その傷害の治療のため所定の手術を行った場合。（事故日から180日までの手術が対象） 〈通院保険金〉 上記①から③の傷害事故発生から8日間以上通院した場合。（事故日から180日以内の通院に対し90日を限度） ただし、平常の業務、日常生活に支障の無い程度に治った以降については保険金をお支払しません。	入院の場合…5,000円（日額） 通院の場合…3,000円（日額） 手術の場合… 5,000円×（手術の種類により10倍～40倍）

※Heart○ne アメリカン・エキスプレス・カード会員は、あらかじめ公共交通乗用具、旅行業法に定める企画旅行もしくは宿泊施設の料金をHeart○neアメリカン・エキスプレス・カードにより支払った場合、またはノークーポンシステムを利用して宿泊施設の予約を行った場合に限ります。

（注）ノークーポンシステムとは、カード加盟店である旅行業者に対して、カードにより料金を支払うことを告知して予約を行うシステムをいいます。
（注）募集型企画旅行とは、あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行（平成16年12月16日国土交通省告示第1593号の標準旅行業約款に規定するもの）をいい、会社の慰安旅行や業務出張等あらかじめ参加者が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。
（注）募集型企画旅行に参加中とは、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等（募集型企画旅行に参加するために個別に利用する機関は含みません。）を利用したときから最後の運送・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし、募集型企画旅行の日程から離脱した期間は除きます。
（注）公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶等をいいます。（時刻表に基づき運行されている航空機・電車・船舶等を指し、タクシー・ハイヤー・レンタカー・社用車は除く。）
（注）他のクレジットカード付帯の保険契約から死亡・後遺障害保険金、入院・手術・通院保険金が支払われる場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して、保険金をお支払します。
（注）ご出発前に特別な手続きは必要ありません。
（注）事故の発生した日から30日以内に事故発生の状況および事故の程度を損保ジャパンへご連絡ください。

旅行傷害事故の通知について

事故の通知については下記までご連絡ください。連絡がとれましたら次の事項をお伝えください。
HeartOne プラチナ・アメリカン・エキスプレス・カード、HeartOne アメリカン・エキスプレス・カード会員であること、会員番号、出国日、日本の住所と電話番号、海外での連絡先。

■日本国内からのご連絡先（国内旅行傷害保険の補償対象事故も下記になります。）
損保ジャパン事故受付デスク
（24時間受付、年中無休）

☎0120-553-935　☎ 018-888-8430

■海外メディカルヘルプラインお問い合わせ先

ケガ・病気などでお困りのとき、電話1本で医療・緊急手配サービスを行います。
（24時間・年中無休・日本語対応）

お客さまの滞在地		電話番号（無料電話）
北米 ハワイ 中南米	アメリカ本土・アラスカ・カナダ・ハワイ	1800-233-2203
	メキシコ	800-099-0667
	ブラジル	0800-891-6640
	無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から	
	アメリカ・カナダ国内から	(1) 804-673-1144（有料電話）
	上記以外の国・地域から	(1) 804-822-3747（有料電話）
中国	中国（香港・マカオを除く）	800-810-9784
	香港	800-968-845
	マカオ	080-0382
	無料電話がご利用になれない場合	
	中国大陸から	010-8592-7117（有料電話）
	香港・マカオから	(86) 10-8592-7100（有料電話）
アジア グアム サイパン オセアニア	韓国	080-880-2107
	台湾	00801-49-1352
	タイ	1800-600-234
	マレーシア	1-800-81-0877
	インドネシア	0800-150-3199
	グアム・サイパン	1877-232-0747
	オーストラリア	1800-196-787
	ニュージーランド	0800-449-345
	無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から	
	タイ国内から	02-204-4510（有料電話）
	シンガポール国内から	3165-5670（有料電話）
	上記以外の国・地域から	(66) 2-204-4510（有料電話）または (65) 3165-5670（有料電話）

お客さまの滞在地		電話番号（無料電話）
ヨーロッパ アフリカ 中近東 ロシア	アイルランド	1800-992-552
	イギリス	0800-068-3724
	イタリア	800-986-331
	オーストリア	0800-006-644
	オランダ	0800-020-1307
	ギリシャ	800-848-1047
	スイス	0800-561-188
	スウェーデン	0200-88-39-01
	スペイン	800-810-088
	チェコ	800-143-497
	デンマーク	80-70-54-37
	ドイツ	0800-182-9017
	トルコ	0800-621-2508
	ハンガリー	06-800-188-92
	フィンランド	0800-772248
	フランス	0800-90-84-60
	ベルギー	0800-77630
	ポーランド	800-707-057
	ポルトガル	800-855-769
	南アフリカ	080-098-9000
	アラブ首長国連邦	800-032-0470
	無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から	
	イギリス国内から	020-8089-4815（有料電話）
	イギリス国外から	(44) 20-8089-4815（有料電話）
上記番号で連絡が取れない場合や連絡先がわからない場合		
海外から		(81) 3-3811-8127（有料電話）
日本国内から		03-3811-8127（有料電話）

※夜間・週末等で、HeartOneプラチナ・アメリカン・エキスプレス・カード、HeartOneアメリカン・エキスプレス・カードの会員であることの確認がとれない場合には、可能な範囲（日本語の通じる病院の紹介など）でのアシスタンスはご提供しますが、キャッシュレスサービスのご提供はできませんのでご了承ください。

■海外ホットライン・お問い合わせ先

ケガ・病気以外のトラブルの場合の相談サービスです。
（24時間・年中無休・日本語対応）

お客さまの滞在地		電話番号（無料電話）
北米 ハワイ 中南米	アメリカ本土・アラスカ・ハワイ	1-833-950-0893
	カナダ	1-833-907-6700
	アルゼンチン	0800-777-0085
	コロンビア	01-8009-812123
	ブラジル	0800-761-0212
	ペルー	0800-53-280
	メキシコ	800-123-3308
アジア	中国	4001-203739
	香港	800-90-0356
	韓国	00798-81-1-0831
	台湾	00801-81-2770
	タイ	1800-011-212
	シンガポール	800-8110-824
	インドネシア	007803-81-1-0038
オセアニア	オーストラリア※1	1-800-718-264
	ニュージーランド	0800-64-0363
ヨーロッパ	イギリス	0808-23-44567
	イタリア	800-7-83839
	オーストリア	0800-298828
	ギリシャ	00-800-8113-0137
	スイス	0800-89-5138
	スウェーデン	020-790-250
	スペイン※2	9009681-90
	チェコ	800-143-106
	デンマーク	8025-4536
	ドイツ	0800-1-80-2112
	ハンガリー	06-800-21617
	フランス・モナコ	0800-90-6165
	ベルギー	0800-1-2552
	ポーランド	00-800-811-1219
	ポルトガル	800-8-81-040
	ルクセンブルク	8002-6045

お客さまの滞在地		電話番号（無料電話）
アフリカ	南アフリカ	0800-99-5549
中近東	アラブ首長国連邦	800-081-0-0144
	イスラエル	1-80-946-5201
ロシア	ロシア	8-800-301-8861

※1 クリスマス島、ココス・キーリング諸島は除きます。
※2 スペイン領北アフリカ、カナリア諸島は除きます。

無料電話がご利用になれない場合や 上記以外の国・地域から	(81) 50-3820-1301（有料電話）
日本国内から	0120-08-1572
	018-888-9547（有料電話）

電話ご利用上の注意点

- (　　)内は国番号です。無料電話利用時には、国番号は不要です。
- 滞在の国・地域によっては無料電話に対応していない公衆電話や、接続の際に国内通話料相当額が必要とされる場合があるほか、電話機種や回線事情によりご利用になれない場合や、ホテル等客室内の電話からおかけの際、サービス料や利用料がかかる場合もありますので、ご利用時には現地でご確認ください。また、日本国内から海外ローミングやレンタル等した携帯電話から無料電話にご連絡された場合、滞在国内通話料相当額がかかりますのでご注意ください。この場合の通話料およびサービス料・利用料はお客さま負担となりますのであらかじめご了承ください。
- 無料電話がご利用になれない場合は、「無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から」に記載の電話番号へコレクトコールでおかけください。
- 各国での電話事情等により電話がかかりにくい場合は、「無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から」に記載の番号におかけいただくか、「海外メディカルヘルプライン」「海外ホットライン」のお客さまのいらっしゃる地域の電話番号へお問い合わせください。
- 電話番号は最新のものを掲載していますが、事務所移転、現地電話番号体系の変更等やむを得ない事情により変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

ショッピング安心保険のあらまし

被保険者	補償の対象となる物品を正当な権利をもって所有されている方。 但し、保険金の請求はその物品を購入したカード会員に限ります。
補償期間	カード会員が物品をカードで購入された日から120日間。
補償対象	カード会員が日本国内及び海外でカードを利用して購入された物品。
補償の対象となる事故	日本国内・海外で発生した火災・破裂・爆発・破損・盗難などの偶然な事故。
補償限度額およびご注意事項	<table><tr><th>補償限度額</th><th>HeartOne プラチナ・アメリカン・エキスプレス・カード</th><th>HeartOne アメリカン・エキスプレス・カード</th></tr><tr><td>1事故上限額 （年間上限）</td><td>300万円</td><td>100万円</td></tr></table> ● 年間上限額とは、保険期間中の限度額になります。 ● 自己負担金はありません。ただし、1万円未満の損害額（修理の場合も含む）は対象外となります。 ● 保険の対象の物品に事故が発生した時点で保険金請求可能な他の保険がある場合はそちらの保険にご請求ください。その保険の補償額が損害額に満たない場合は差額分を保険金支払の対象とします。 ● 代金の一部のみをカードを利用して支払われた場合には代金金額に対するカードによる支払額の割合を代金金額に乗じた金額が限度となります。
補償の対象とならない主な場合	① 紛失・置き忘れによる損害 ② 物品の欠陥・消耗・さび・変色・虫喰いなどによる損害 ③ 電気的な事故や機械的な事故による損害 ④ 使用人の不正、または詐欺・横領による損害 ⑤ カード会員や保険金を受け取る方の故意・重過失による損害 ⑥ 水災・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ⑦ 戦争・侵略行為、反乱、暴動、国または公共機関の公権力の行使による没収、密貿易、違反行為に起因する損害 ⑧ 核燃料物質その他有害な特性に起因する損害 ⑨ 物品の誤った使用によって生じた損害 ⑩ 物品の物的損害に起因する一切の間接損害 ⑪ 汚損、かき損、擦損、かき傷または塗料の剥がれ等単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害　など
補償の対象とならない主な物品	① 商品券、航空券、乗車券など ② 宅配便など（通販などの輸送中の物品） ③ 現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、チケットその他これらに準ずるもの ④ 預金証書または貯金通帳（通帳及び現金支払機用カードを含みます。） ⑤ 食料品・飲料（酒類を含みます。） ⑥ 船舶（ヨットモーターボート及びボートを含みます。）、航空機、自動車、原付自動車、自転車、ハンググライダー、ラジオコントロール模型及びこれらの付属品 ⑦ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、その他これらに類するもの ⑧ 動物あるいは植物（剥製・ドライフラワーを含みます。） ⑨ 稿本、設計書、帳簿その他これらに準ずるもの ⑩ 携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器およびこれらの付属品 ⑪ 職業上の商品として購入したもの　など
保険金支払の時期	保険金の支払は当該物品のカード利用代金決済後となります。
代位	① 損害が第三者の行為によって生じた場合において、損害保険会社がこの保険による保険金を支払ったときは、損害保険会社は損害を受けた物品、及び会員が第三者に対して有する一切の権利を支払額を限度に取得します。 ② 会員は損害保険会社が取得する前項の権利の保全及び行使並びにそのために損害保険会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。そのために必要な費用は損害保険会社が負担します。
損害保険防止の義務	会員は事故が生じたときの損害発生の防止及び軽減につとめなければなりません。
準拠法	この補償を提供する保険契約は、日本国の法令に基づいて行われたものであり、会員が損害保険会社に対し補償の請求を行う場合も日本国の法令適用があります。

ショッピング安心保険の事故の通知について

事故に遭われた際は事故発生日から30日以内に下記へご連絡ください。

ショッピング安心保険事故受付デスク
☎0120-279-109　☎018-803-7631
24時間受付／年中無休

海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険に関する保険金請求書類

海外旅行傷害保険

保険金請求書類 ＼ 保険金種類	e-ticketの控え	※保険金請求書	現地でしか手配できない書類：医師の診断書	治療費の明細書および領収書	死亡診断書または死体検案書（死因のわかるもの）	事故証明書	支出を証明する書類	示談金領収書	損害額（修理費等）を証明する書類	航空会社発行の証明書類	※損害品明細書	損害額を証明する書類	除籍謄本	委任状、戸籍謄本	※後遺障害診断書	その他の書類
治療費用保険金（傷害・疾病）	◎	◎	◎	◎		○										○
携行品損害保険金	◎	◎				◎					◎	◎				○
死亡保険金（傷害）	◎	◎			◎	◎							◎	○		○
後遺障害保険金	◎	◎				◎									◎	○
救援者費用等保険金	◎	◎				○	◎									○
賠償責任保険金 対人	◎	◎	◎	◎		○		◎								○
賠償責任保険金 対物	◎	◎				○		◎	◎							○
航空機遅延費用等	◎	◎					◎			◎						○

国内旅行傷害保険

死亡保険金（傷害）		◎			◎	◎							◎	○		○
後遺障害保険金		◎				◎									◎	○
入院・通院保険金		◎	○	○		◎										○

（注）1. ◎印は原則として必要な書類　○印は場合によって必要となる書類
2. ※印は保険会社所定用紙があるものです。

ショッピング安心保険に関する保険金請求書類

保険金請求のためには下記の書類が必要になります。（事故発生日から90日以内にご提出ください。）
クレジットカード売上票がない場合は保険金請求ができませんのでご注意ください。

保険金請求に必要な書類	損害の状況	
	修理可能な場合	修理不可能な場合
カード（コピー）	◎	◎
保険金請求書	◎	◎
罹災証明書・事故証明書	○	○
クレジットカード売上票	◎	◎
修理見積書	◎	−
修理代金請求書		
修理代金領収書		
全損証明書	−	◎
写真または現物	◎	◎
他保険の保険金請求書	○	○
委任状	○	○
盗難届（盗難の場合のみ）	◎	
その他関係書類	○	○

（注）◎印は必要な書類、○印は場合によって必要となる書類

海外旅行の際のお願い

海外旅行に行かれる際には「本紙」をご持参いただくと安心です。

保険の内容については、損害保険ジャパン株式会社所定の約款に基づきます。